

平成15年度

厚生労働科学研究費補助金

政策科学推進研究事業

保健事業における個人情報保護及び  
利活用に関する研究

(H14-政策-005)

主任研究者 吉 田 勝 美

(聖マリアンナ医科大学)

平成16(2004)年3月

# 目 次

保健事業における個人情報の保護及び利活用に関する研究	吉田 勝美 . . . . . 1-
保健事業における個人情報保護の法的側面	丸山 英二 . . . . . 5-
母子保健分野の個人情報保護に関する研究	衛藤 隆 . . . . . 11-
学校保健における個人情報保護のあり方と利活用	吉田 勝美 . . . . . 14-
職域保健における個人情報保護についての検討	杉森 裕樹, 森 晃爾 . . . . . 17-
地域保健事業における情報の取り扱い ～結核関連事業～	玉腰 暁子, 貴田 真紀 . . . . . 26-
地域保健事業における情報の取り扱い ～精神疾患関連事業～	玉腰 暁子, 貴田 真紀 . . . . . 31-
地域保健における個人情報の保護に関する研究	吉田 勝美 . . . . . 38-

## 保健事業における個人情報の保護及び利活用に関する研究

主任研究者 吉田 勝美 聖マリアンナ医科大学 教授

研究要旨：保健事業は国民の健康増進に関わる事業であり、多人数の個人情報を取り扱うとともに、医師以外にも多くの関係者が携わる特徴がある。本研究では、母子保健、学校保健、職域保健、地域保健毎の保健事業の中で扱われている個人情報を整理するとともに、それに基づき「保健事業における倫理指針」(案)を検討した。また、保健事業をもとにした疫学研究を行う際の契約書の記載事項について検討した。

### 分担研究者

岡山 明 岩手医科大学 教授  
玉腰暁子 名古屋大学 教授  
丸山英二 神戸大学 教授  
衛藤 隆 東京大学 教授  
杉森裕樹 聖マリアンナ医科大学 講師

### 研究協力者

森 晃爾 産業医科大学 教授

### A. 研究目的

健康増進事業を実施する上で、個人情報の活用は生涯健康管理の観点からも有用な活動である。保健事業を推進するためには、個人健康情報をハイリスク戦略と併せてポピュレーション戦略に活用することが必要であり、この課程で個人情報の取り扱いには十分な配慮を必要とする。個人情報保護法が平成15年5月に成立したことから、保健事業における個人情報の取り扱いについて基本的事項を整理して指針として使用できる内容をまとめることが望まれる。そこで、現行の保健事業に関わる法規毎に、保健事業の内容を整理することで、指針案について検討作成した。

### B. 研究方法

現行の保健事業に関わる保健事業を分担して、個人情報の収集、保管、事業内利用

(定型業務)、非定型業務、開示訂正請求に関して整理した。地域保健法に関しては、岡山分担研究者が老人保健法に関して、玉腰分担研究者が感染症に関して整理した。衛藤分担研究者は母子保健法を、吉田主任研究者は学校保健法を分担した。職域保健に関わる労働安全衛生法については、杉森分担研究者と森研究協力者がまとめた。整理の方法について、情報の質や期限や入手経路を含めた収集について、保管、事業内利用(定型業務)、非定型業務、開示訂正請求毎に現行の状況を整理し、個人情報保護法と齟齬の無いように調整する資料を整理することとした。

個人情報保護法と保健事業の関係について、総括的部分を丸山分担研究者が個人情報取り扱いの基本原則について検討した。

### C. 研究結果

丸山分担研究者は、個人情報保護の法的側面から、保健事業における個人情報保護のあり方をまとめた。平成15年第151回国会に提出された法案では旧法との主要な変更点は、①旧法案の4~8条の基本原則の規定(利用目的による制限、適正な取得、正確性の確保、安全性の確保、透明性の確保)がすべて削除されたこと、②事業者の義務

が免除される者として、報道機関に「報道を業として行う個人」が含まれることが明文化され(50条1項1号)、新たに「著述を業として行う者」が追加されたこと(同2号)、③報道の定義として「不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること(これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。)」が定められたこと(50条2項)、④事業者が、報道機関など事業者の義務が免除される者に対して個人情報を提供する行為については、主務大臣は中止・是正を求める勧告・命令を出す権限を行使しないと定められたこと(35条2項)、である。

個人情報保護の規定としては、①インフォームドコンセントの要件として、訂正取得と取得に際しての利用目的の通知などが求められている。また、個人情報の保護措置として、安全管理措置、従業者の監督、委託先の監督が求められている。本人開示と第三社会時に関しては、本人からの請求に対して特別な条件を除いて、開示および訂正請求権を認めている。第三者提供への制限については、特定の条件以外は提供が禁止されている。特定の条件の一つとして、公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときとしている。

保健事業における個人情報としては、法令に基づく事業であれば事業の内容・目的を本人に通知または公表しなければならない(場合によっては、本人が事業を受けない機会を保障すること)。また法令にも戸塚以内で実施される保健事業では事業を実施する前に、その内容・目的を本人に通知または公表し、本人に事業を受けない機会を保障しなければならない。いずれの場合も、個人の保健情報の利用について、当該保健情報の取得・保存方法も含めて、それに関わる情報を公表しなければならない。

個人情報の保護としては、資料の保存に際しての適切かつ整然と管理することと保健事業の目的が終了した段階で資料を適切に廃棄しなくてはならない。保健事業者は、担当者に対して必要かつ適切な監督を行わなくてはならない。本人開示・訂正請求に際して適切に対応しなければならない。第三者提供については、人の保健情報を第三者に提供する場合には、当該保健情報を匿名化するか、または、当該第三者提供に関わる情報を公表し、本人に第三者提供を拒否する機会を保障しなければならない。ただし、第三者提供が人体試料の提供を含まない場合で、公衆衛生の向上のために特に必要がある場合については、第三者提供に関わる情報の公表のみで足りる。個人の保健情報の目的外利用も同様とする。

衛藤分担研究者は、母子保健分野における個人情報午後について検討を行い、母子保健法(以下、法)にかかわる個人情報が含まれる文書の例としては、母子手帳交付・再交付申請(法第16条)、母子栄養食品支給申請(法第14条)、保健指導票交付申請(法第10条)、妊娠届(法第15条)、精密健康診査受診票交付・再交付申請(法第13条)、精密健康診査交付申請(母子保健法施行令、以下施行令)、新生児訪問指導出生通知書(新生児訪問希望書)(施行令)等があげられていた。母子保健情報固有の取扱を定めている自治体は現時点で存在しなかった。また、情報公開に際して、母子保健事業の二次情報の公開に限定していた。取扱に関しては、公文書管理に準じていることが明らかになった。

吉田主任研究者は、学校保健における個人情報取扱についてまとめた。学校保健では学校保健法による事業と教育指導要領に準じたもの、それ以外に血中脂質や貧血検査などが行われていた。学校長が保健事業の責任者として、通知公表と承諾が行われていた。取得に際しても、取扱に十分に配慮されていた。保存保管については学校毎に保存場所が異なった。利活用に関しては、

学校行事などで安全管理上個人情報共有されることがあった。発表に関しては、事例発表会として校内や市町村で行われるが、公務として取り扱われていた。健診計画は職員会議で説明が行われ、教職員一同の認識の徹底が行われていた。

杉森分担研究者と森研究協力者は、産業保健が他の保健事業の相違として、事業者が安全配慮義務を有しており、その中で労働者の健康情報を直接利用することが法的に求められている。産業保健領域で個人情報保護に関わる裁判所判例を整理して、情報の取得、開示、第三者提供毎に整理した。

岡山分担研究者は、地域保健で行われる保健事業に基づき疫学的活用を行う際に必要となる手続きについて整理を行った。学術団体が疫学研究活動で市町村に対して契約書や覚え書きを締結することで、個人情報保護の精神に基づき円滑に疫学研究が行われる。契約書の項目として、①適正な管理、②再委託の禁止又は制限、③秘密保持の義務、④委託された事務以外への使用の禁止、⑤複写及び複製の禁止が挙げられた。契約書としては、表題、全文、本文／条項、作成通数所持者、作成年月日、当事者の表示が挙げられた。

玉腰分担研究者は、地域保健で取り扱われる個人情報について整理を行い、特に結核関連事業として結核患者登録、医療費公費負担、入院届け、患者票・診査会、退院、定期病状調査、登録除外に関わる個人情報の整理を行った。また、精神疾患関連事業として入院に関する文書、関連事業として保健所や保健センターで扱われる文書を整理した。

以上の各分野における保健事業の整理をもとに、「保健事業の実施にかかる倫理指針案」を作成した。この案では保健事業の倫理指針の適応範囲を法令に基づく事業と予算措置事業として癌検診、学校保健での血中脂質検査や貧血検査、母子保健での先天性代謝異常スクリーニングも含めて議論した。保健事業者が遵守すべき事項として、

個人情報の保護に必要な体制を整備すること、科学的根拠の明示、倫理的配慮の周知、担当者の監督、委託先の監督、保健事業などの公表を挙げた。

#### D. 考察

保健事業は、国民の健康の保持増進に多大の貢献をしてきた事業である。医療とは異なり、保健事業では、多人数の心身の状況や生活環境などの具体的情報を取り扱う上、医師以外にも多くの保健事業関連者が情報に接する特徴を有している。

保健事業は、法令で実施することが定められているものについては、事業の実施について本人の同意は必要ないが、事業の内容や目的を通知又は公表しなければならない、また事業を受けない機会を保証する必要がある。一方、法令に基づかない事業の場合には、事業実施前に本人に通知又は公表し、事業を受けない機会を保証することが求められる。

取得された個人情報の利用に際して、取得・保存方法も含めて情報を公表する必要がある。

適切かつ整然とした保管整理が必要であり、保健事業の目的が終了した場合には資料を適切に廃棄する必要がある。

保健事業の情報は、正当な理由がなければ第三者に提供することはできず、第三者に提供する場合には、匿名化するか、または本人に提供を行うことを公表し、提供拒否をする機会を設ける必要がある。

その他個人情報の開示・訂正請求に対応することが求められる。

保健事業は取得された情報が個人に還元されるだけでなく、情報を整理することで保健事業の評価を行い公衆衛生の向上に期することができる。その点で、適切な個人情報の取扱の中には、利活用に関する取扱を取り決めておく必要がある。

疫学研究においては、疫学研究に関する倫理指針（平成14年6月17日14文科振第123号科発第0617001号）に

準拠した手続きを経た後に、保健事業者との契約を締結することで、適正な利活用が可能になるものと期待される。

#### E. 結論

保健事業は個人の健康管理のみでなく、社会全体に関わる公衆衛生の向上に有用な事業である。保健事業を通して取得される情報は個人情報保護の趣旨に準じて適切に管理されるとともに、公衆衛生の向上を目的に利活用が図られるべきである。そのた

めに必要な保健事業者と学術団体との契約書の案を提案した。

#### F. 研究発表

1. 論文発表
2. 学会発表

#### G. 知的所有権の取得など

1. 特許許可
2. 実用新案登録
3. その他

## 保健事業における個人情報保護の法的側面

分担研究者 丸山 英二 神戸大学大学院法学研究科

### 研究要旨

紆余曲折の末、2003年5月に成立した個人情報保護法（正式には「個人情報の保護に関する法律」）の成立の過程をたどるとともに、その内容および人体情報の取扱いに関する基本的原則と考えられるものを踏まえて、保健事業における個人情報保護のあり方を検討した。

### 1 個人情報保護法

#### (1) 個人情報保護法案に至る経緯

##### (a) 旧法案までの経緯

個人情報保護に関するこれまでの経緯を概観すると、合衆国では、1974年に連邦政府が保有する個人情報を規制対象とした「プライバシー法」が制定され、その後、欧米各国で個人情報保護法の制定が続いた。そのような状況に対応するため、1980年にOECD（経済協力開発機構）が「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」を採択し、その附属文書でいわゆるOECD8原則（①収集制限の原則、②データ内容の原則、③目的明確化の原則、④利用制限の原則、⑤安全保護の原則、⑥公開の原則、⑦個人参加の原則、⑧責任の原則）が提示された。また1995年にはEU（欧州連合）指令95/46号「個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令」が出され、「加盟国は、個人データの第三国への移転は、当該第三国が十分な水準の保護を確保している場合に限って行うことができることを定めなければならない」（25条1項要約）と規定された。

わが国では1994年に内閣に高度情報通信社会推進本部（本部長・内閣総理大臣）が設

けられ、個人情報保護については、1999年7月14日に同推進本部に個人情報保護検討部会（座長・堀部政男中央大学教授）が設置された。同部会は4か月ほどの検討の後、同年11月19日、「我が国における個人情報保護システムの在り方について（中間報告）」を取りまとめた。その内容はOECD8原則の影響を強く受けたものであった。

個人情報保護検討部会中間報告を踏まえて法制化を進めるために、2000年1月27日に、同じ高度情報通信社会推進本部の中に個人情報保護法制化専門委員会（委員長・園部逸夫前最高裁判事）が設置され（推進本部は同年7月、情報通信技術（IT）戦略本部になった）、同専門委員会は同年10月11日、「個人情報保護基本法制に関する大綱」を公表した。それに基づいて、個人情報保護法案（旧法案）が作成され、2001年3月27日に、閣議決定ののち第151回国会に提出された。

##### (b) 旧法案の概要と帰趨

##### (7) 基本原則

旧法案では、国、地方公共団体、独立行政法人、特殊法人、民間会社を問わず、個人情報を取り扱うすべての者に適用されるものとして5か条の基本原則が定められていた。しかし、後に取り上げる民間の個人情報取扱事業者の義務は、違反すれば処罰を受ける可能

性があるが、基本原則は、違反しても直接処罰の対象となるものではなかった。

基本原則を定める規定は以下の通りであった。

(利用目的による制限)

第4条 個人情報とは、その利用の目的が明確にされるとともに、当該目的の達成に必要な範囲内で取り扱われなければならない。

(適正な取得)

第5条 個人情報は、適法かつ適正な方法で取得されなければならない。

(正確性の確保)

第6条 個人情報は、その利用の目的の達成に必要な範囲内で正確かつ最新の内容に保たなければならない。

(安全性の確保)

第7条 個人情報の取扱いに当たっては、漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置が講じられるよう配慮されなければならない。

(透明性の確保)

第8条 個人情報の取扱いに当たっては、本人が適切に関与し得るよう配慮されなければならない。

(イ) 個人情報取扱事業者の義務

個人情報取扱事業者（個人情報データベースなどを事業の用に供している民間の事業者。以下、「事業者」）については、その義務が、基本原則を敷衍してより具体的に規定されていた。

事業者の義務を規定する条文の見出しを列挙すると、利用目的の特定（20条）、利用目的による制限（21条）、適正な取得（22条）、取得に際しての利用目的の通知等（23条）、データ内容の正確性の確保（24条）、安全管理措置（25条）、従業者の監督（26条）、委託先の監督（27条）、第三者提供の制限（28条）、

保有個人データに関する事項の公表等（29条）、開示（30条）、訂正等（31条）、利用停止等（32条）、理由の説明（33条）、開示等の求めに応じる手続（34条）、手数料（35条）、個人情報取扱事業者による苦情の処理（36条）、となる。

これら事業者の義務のうちの多くのものについては、義務違反があつて個人の権利利益の保護のために必要があると認められるときには、主務大臣が違反行為について中止・是正を求める勧告を出すことができ、事業者が勧告に従わず、かつ、個人の重大な権利利益の侵害が切迫しているときなどには、主務大臣は違反行為の中止・是正を命令することができることとされた。この主務大臣の命令に従わなかった者には、6月以下の懲役または30万円以下の罰金が科されることとされた。

なお、事業者であつても、報道機関、学術研究機関、宗教団体、政治団体については、その義務が免除されていた。また、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき」について、目的外の取扱い及び第三者提供の禁止に対する適用除外が認められていた。

(ウ) 旧法案の帰趨

旧法案に対しては、「メディア規制法案」としてマスコミ、ジャーナリスト等から反対が強く、第151回国会（2001.1.31～6.29）では審議に入ることができず、同法案は衆議院で継続審議とされた。その後も、152～155回国会で不成立で、結局、2002年12月に廃案となった。

(c) 新法案

旧法案に対する反対のポイントのひとつが、基本原則はすべての者に適用されるということであった。基本原則に違反しても罰則は科



されないが、その適用があるということによって、自由な取材、報道、著述、研究活動が抑止されると主張されたのであった。この点および他のいくつかの点に対する一応の手当を施した新法案が、2003年3月7日に国会に提出された。

主要な変更点は、①旧法案の4～8条の基本原則の規定がすべて削除されたこと、②事業者の義務が免除される者として、報道機関に「報道を業として行う個人」が含まれることが明文化され(50条1項1号)、新たに「著述を業として行う者」が追加されたこと(同2号)、③報道の定義として「不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること(これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。)」が定められたこと(50条2項)、④事業者が、報道機関など事業者の義務が免除される者に対して個人情報を提供する行為については、主務大臣は中止・是正を求める勧告・命令を出す権限を行使しないと定められたこと(35条2項)、である。

事業者の義務に関しては、(各条数が5だけ減ったが)その内容に変化はない。しかし、その基礎となる基本原則が削除されたため、OECD原則を踏まえて説明することがやや難しくなった。

新法案は、2003年5月23日に成立し、同30日に公布された。公布日から施行されるが、事業者の義務や罰則に関わる部分は公布日から2年以内の政令で指定する日(平成15年12月10日政令506号により、2005〔平成17〕年4月1日とされた)から施行されると規定されている。

なお、衆参両院の委員会可決の際に附帯決議がなされ、衆議院個人情報保護に関する特別委員会では、「五 医療、金融・信用、情報通信等、国民から高いレベルでの個人情報の

保護が求められている分野について、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報を保護するための個別法を早急に検討すること」、参議院個人情報の保護に関する特別委員会では、「五 医療(遺伝子治療等先端的医療技術の確立のため国民の協力が不可欠な分野についての研究・開発・利用を含む)、金融・信用、情報通信等、国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている分野について、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報を保護するための個別法を早急に検討し、本法の全面施行時には少なくとも一定の具体的結論を得ること」とが要請された。しかしながら、医療情報に関しては、現在までのところ、個別法の立法作業には着手されていないようである。

## 2 人体情報の取扱いに関する基本的原則

### (1) 人体情報に関する本人のコントロールと守秘

人体に関わる情報は、基本的に sensitive な性格が強く、その取扱いは本人がコントロールすべきものであり、また、他者に対しては秘匿されるべきものである。

健康情報に関してこのことを明確に表現した例として、1995年のEU指令を掲げることができる。EU指令8条は、まず、「加盟国は、…健康または性生活に関する情報の取扱いを禁止するものとする」(1項)と規定し、原則として健康情報の取扱いを禁止した。その上で、①本人が明示の同意を与えた場合(2項(a))、②本人が身体的または法的に同意を与えることができないときで本人または第三者の重要な利益を保護するために必要な場合(2項(c))、③明らかに本人が公表した情報に関する場合、または、法的請求権の証明、行使または防御に必要な場合(2項(e))、④予防

医学、診断、治療・看護の提供、医療の運営・管理に必要な場合で、情報が国内の法令によって守秘義務を課された医療専門職等によって取り扱われる場合(3項)、⑤重要な公共の利益を理由として、加盟国が、国内法または監督機関の決定によって認める場合(その場合にも適切な保護措置が講じられることが必要)、などに限って例外的に健康情報の取扱いが認められるとしている。最後の⑤の重要な公共の利益に公衆衛生の向上が含まれることは、EU指令の前文に明らかにされている。

また、他に、他者に対する守秘の原則を定めた例として、刑法134条の「医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師・・・又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する」という規定や、保健師助産師看護師法42条の2の「保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看護師でなくなった後においても、同様とする」および同44条の3の「第42条の2の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する」などすべての医療職資格法に設けられた守秘の規定を挙げることができる。

## (2) 人体情報の取扱いに関する基本的原則

人体情報についての自己コントロール権と、他者に対する守秘の要請から、①人体情報を取得・保存・利用する場合には、原則として本人のインフォームド・コンセントが必要とされ(それとともに、公衆衛生の向上のための取扱いについては、その例外が認められる)、②人体情報を持っている者は、漏洩などがないように適切な保護措置を講じなければなら

ない、③本人の求めがあればその情報を開示し、また第三者に開示する場合には本人の同意を得なければならない、という基本的原則が導かれる。

## (3) 基本的原則と個人情報保護法の規定

### ① インフォームド・コンセントの要件

インフォームド・コンセントの要件に関しては、直接それを規定するものは個人情報保護法(以下、「法」という)には、見あたらない。しかし、下記のように、17条で適切な取得が、18条で取得目的の本人への通知または公表が求められている。

#### (適正な取得)

第17条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

#### (取得に際しての利用目的の通知等)

第18条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。[2項以下、省略]

### ② 個人情報の保護措置

個人情報の保護のための措置に関して法は、以下のような規定を置いている。

#### (安全管理措置)

第20条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (従業者の監督)

第21条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第22条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### ③本人開示と第三者開示

本人開示に関して法は、以下のような規定を置いている。

(開示)

第25条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三 他の法令に違反することとなる場合 [2項以下、省略]

さらに、法は、本人に訂正請求権も認めている。

(訂正等)

第26条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除

(以下この条において「訂正等」という。)

を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。[2項は省略]

また、第三者開示に関しては、法は以下のように、本人の同意のない場合について原則として禁止している。

(第三者提供の制限)

第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。[2項以下、省略]

3 保健事業における個人情報保護のあり方  
以上を踏まえて、保健事業における個人情報保護のあり方を考えると、以下のような基準が、個人情報の保護と利活用とのバランスを図るものとして提示できる。

(1) インフォームド・コンセントの要件

(a) 法令に基づいて実施される保健事業の場合

法令に基づいて実施される保健事業の場合には、事業の実施について本人の同意は必要ないが、個人情報保護法制の趣旨を踏まえて、事業の内容・目的を本人に通知または公表しなければならない(場合によっては、本人が事業を受けない機会を保障すること)。

(b) 法令に基づかないで実施される保健事業の場合

法令に基づかないで実施される保健事業の場合には、事業を実施する前に、その内容・目的を本人に通知または公表し、本人に事業を受けない機会を保障しなければならない。ただし、公衆衛生の向上のために特に必要がある場合については、その内容・目的を本人に通知または公表することで足りる。

(c) いずれの場合も、個人の保健情報の利用について、当該保健情報の取得・保存方法も含めて、それに関わる情報を公表しなければならない。

(2) 個人情報の保護

(a) 保健事業に関する資料を保存する場合には、保健事業の計画書にその方法等を記載するとともに、個人情報の漏えい、混交、盗難、紛失等が起こらないよう適切に、かつ、保健事業の結果の確認に資するよう整然と管理しなければならない。保健事業の目的が終了した場合、資料を適切に廃棄しなければならない。

(b) 保健事業者は、その担当者に保健情報を取り扱わせるに当たっては、当該保健情報の安全管理が図られるよう、当該担当者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(c) 保健事業者は、保健情報の取扱いを委託する場合は、その取扱いを委託された保健情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(3) 本人開示・訂正請求

(a) 事業者は、本人から、事業者が保有する当該本人が識別される保健情報の開示を求められた場合、遅滞なく、本人に当該情報を開示しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部または一部を開示しないことができる。

一 本人または第三者の生命、健康、財産、その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 当該事業者の業務の適正な実施に著しい支障を来すおそれがある場合

三 他の法令に違反することとなる場合

(b) 事業者は、本人から、事業者が保有する当該本人が識別される保健情報の内容が事実でないという理由によって、当該情報の訂正を求められた場合、遅滞なく必要な調査を行い、事実でないことが判明した場合には、必要な訂正をしなければならない。

(4) 第三者開示

個人の保健情報を第三者に提供する場合には、当該保健情報を匿名化するか、または、当該第三者提供に関わる情報を公表し、本人に第三者提供を拒否する機会を保障しなければならない。ただし、第三者提供が人体試料の提供を含まない場合で、公衆衛生の向上のために特に必要がある場合については、第三者提供に関わる情報の公表のみで足りる。個人の保健情報の目的外利用も同様とする。

## 母子保健分野の個人情報保護に関する研究

分担研究者 衛藤 隆 東京大学大学院教育学研究科・教授

研究要旨： 地方自治体において実施される母子保健にかかわる保健事業について、個人情報保護の観点で検討を行った。地方自治行政全般にかかわる原則的な個人情報管理の体制づくりの中に母子保健も含まれるという現状である。各母子の組について作成された個票は、今日では電子化されている場合も多いが、これら二次情報の取り扱いについて個人情報保護の観点での明確な規定はないところが多いようであった。また、特定の疾病を発見することを目的としたスクリーニング検査等について、説明と同意、情報の管理等について明確にし、マニュアル等を作成しておくことが望ましいと思われた。

### A. 研究目的

地方自治体において母子保健分野の事業における個人情報の保護および利活用の現状について検討する。

### B. 研究方法

公表されている資料の分析、電話インタビュー等により、市区町村における母子保健事業にかかわり収集された個人情報の取り扱いの現状について調査する。

### C. 研究結果

調査の結果、母子保健情報固有の個人情報保護ならびに利活用に関する取り扱いを定めている自治体は見当たらなかった。各自治体において実施している情報公開制度の下で母子保健情報についても情報公開を行っているが、個人情報については公開対象に含めない

としており。公開される資料は集約された二次情報である。ただし、住民本人が自分自身の情報開示を請求する場合はその個人にかかわる一次情報であり、この場合は公表・提供される情報とは別の扱いとなっている。母子保健に関しては健康診査、各種検査等の結果等が含まれるが、これらに関する具体的取り扱いについての詳細は把握できなかった。

母子保健法（以下、法）にかかわる個人情報が含まれる文書の例としては、母子手帳交付・再交付申請（法第16条）、母子栄養食品支給申請（法第14条）、保健指導票交付申請（法第10条）、妊娠届（法第15条）、精密健康診査受診票交付・再交付申請（法第13条）、精密健康診査交付申請（母子保健法施行令、以下施行令）、新生児訪問指導出生

通知書(新生児訪問希望書) (施行令) 等があげられていた。

自治体毎に「母子健康カード」のような名称の媒体に、母子保健にかかわる事業、活動の対象者に関する健康診査記録、訪問指導、電話連絡等の記録を含む個人情報各個人別に記録・保管される場合も多い。これらは紙媒体である場合のほか、電子化されコンピュータ内や光磁気ディスク等の電子媒体に記録・保管される場合もある。「母子健康カード」のような情報の保管、利活用、廃棄等について明確に定めている事例については明らかにすることは出来なかった。あくまでも公文書の管理一般に準ずるという回答が多かった。

#### D. 考察

個人情報保護関連5法の公布に伴い、各地方自治体において行政事務と個人情報保護について規定を作成する等の整備が行われてきている。公開および提供すべき情報を整理する(例、栃木県)、住民基本台帳ネットワークシステムの活用についての検討する(例、兵庫県)等が進められている。今回、電話による地方自治体保健衛生関係者へのインタビューやインターネット上で公開されている情報の検索等により母子保健行政にかか

わる個人情報保護の状況を調査したが、上述の自治体行政全体としての体制整備の一環としての個人情報保護の体制づくりが行われているとの回答が一般的であった。これは行政としてはある意味で当然のことであるが、保健衛生の個別の領域特性に対応した個人情報保護やその利活用についてまで整備が進んでいないという現状も示しているように思われた。特に、母子保健のように一次情報を個々の対象母子について医療におけるカルテに相当する個人カードを作成する等、個別の集約された情報管理が広く行われている領域では、法令の規定を超えたこれらの二次情報をどのように管理するかについて多くの場合、明確に決められていないように思われた。特に、電子化された情報の場合、そのアクセス権、保管、複製、廃棄等について合理的なルールを作成しておくことが必要であると思われる。

母子の健康管理にかかわる健康診査、各種検査については昨年度報告書にて検討結果を述べたのでここではごく簡単に述べるが、上述のごとく個人カードのような個票にこれらのデータは収載されており、個人情報保護の観点からの管理方法を決めておくと同時に、

プライバシーに十分配慮した上で  
の公衆衛生学的集団情報として政  
策決定や評価に十分に活用しうる  
ものであることにも留意する必要  
がある。

先天代謝異常等検査等、特異的  
疾患のスクリーニング検査につい  
てはインフォームドコンセント等  
にかかわる詳細な調査をすべきで  
あったが、実施することができず  
におわり、課題として残った。全  
員実施を義務づけられている訳で  
はないが、事実上ほとんどの対象  
者が受けているという意味で、実  
施前に所定の必要十分な情報が妊  
婦および夫あるいは対象児の保護  
者に与えられ、検査実施について  
の理解と納得を得ておくことは必  
須のことである。これらについて  
は、医療機関関係者、保健行政担  
当者等向けのマニュアルを整備す  
るということも必要であろう。

#### E. 結論

地方自治体において実施される  
母子保健にかかわる保健事業につ  
いて、「母子カード」のような個票  
やその電子化された情報を含め、  
個人情報保護の観点でのルールづ  
くりが必要である。また、先天代  
謝異常検査等の特異的疾患発見型  
のスクリーニング検査について、  
説明と同意に関する整備を行うこ

とが大切である。

F. 健康危害情報  
特になし。

G. 研究発表  
1. 論文発表  
なし

2. 学会発表  
なし

H. 知的財産権の出願・登録状況  
なし

## 学校保健における個人情報保護のあり方と利活用

主任研究者 吉田 勝美 聖マリアンナ医科大学 教授

研究要旨：学校保健は日常の学校教育活動を支援するため健康管理上重要な事業である。学校保健で取り扱われる保健情報について、同意、取得、保管、利活用、提供、開示／訂正と削除の観点から検討を行った。法的根拠に根拠による保健事業に加え、教育指導要領に準じた総合教育活動においても多種多様の保健情報が学校内で取り扱われることから、取得、保管、利活用、提供、開示／訂正や削除に十分な配慮が求められることが示された。

### 研究協力者

西尾ひとみ 足立区立花得中学校  
井上真理子 中野区立谷戸小学校  
小松良子 江戸川区立篠崎第三小学校

### A. 研究目的

学校保健は学校教育を円滑に進めるために児童生徒学生の健康管理を支援する重要な保健事業であり、様々な事業が組み込まれている。保健事業には、対象者の日常生活や時に家族に関する情報がふくまれることがあり、この情報を取り扱う関係者が複数存在することから、個人情報保護については十分な配慮が必要である。

本研究では、学校保健で行われている保健事業を総括すると共に、保健事業の責任者、承諾、情報の入手、保存、利活用、発表、開示訂正、取扱、提出文書について整理を行い、学校保健における個人情報のあり方について検討を行った。

### B. 研究方法

学校保健で個人情報を取り扱う養護教諭の協力を得て、現状の学校保健事業の特徴を整理した。また、学校保健に関わる情報の保健事業の責任者、承諾、情報の入手、保存、利活用、発表、開示訂正、取扱、提出文書について整理を行い、学校保健における個人情報の特徴とあり方について整理を行った。

### C. 研究結果

#### 1 法的根拠

学校保健事業は、学校保健法によって記載されている事業と教育指導要領に準じたもの、学校保健法に無い血中脂質、貧血検査が含まれる。

学校保健法に記載されている項目は、保健調査、健康診断、結核健診における問診、学校行事に伴う臨時健診、健康相談が含まれている。

教育指導要領に準じたものとして、健康に関する総合教育科目における調査が含まれる。

#### 2 学校保健事業の責任者

学校保健事業において、公立学校においては教育委員会が、私立学校においては設置者が責任者としている。公立学校においては、学校長が責任者として機能しており、教育指導要領に準じた調査において、教育委員会の承認を受けることはほとんど行われていない。

#### 3 通知公表と承諾

学校保健事業に関する調査では、学校から保護者に口頭や通知による説明で行われ、調査への協力を得ている。調査の回収率は高い。文書による個別の承諾を得ることは行われていない。

#### 4 情報の入手方法

学校保健で使用される情報の入手につい



ては、調査票によるもの、健診結果、健康観察票、学校生活管理指導票、それ以外の個別面談が挙げられる。

調査票においては、本人または保護者が記入したものを担任を介して回収することが多い。回収に際しては、本人から直接手渡しで入手することが行われている。

学校健診は、毎年6月末日までに実施されている。健診の際に、身長体重測定、診察においてプライバシー保護に配慮が行われており、他の児童生徒に知られないように遮蔽板を設置するなどの工夫が行われている。また、身長体重などについて児童生徒による改竄を防止する工夫が行われている。やせ願望や高身長をボディイメージとして希望するために、測定結果を改竄することが散見されるとのことである。

健康観察票は、学校における公簿ではなく、担任が受け持ち児童生徒に関して記載する書類である。

学校生活管理指導表は、慢性疾患より学校生活に配慮が必要な児童生徒を対象として、指導区分、運動クラブ活動の指示、次回受診などが記載されている。主治医からの意見書として学校活動の制限などに活用されている。

以上の情報以外に、保護者から直接面談を通して入手する健康に関する情報がある。この情報は、保護者と複数の教員の立ち会いの下で面談という形式を介して入手される。書式などは自由で、指導の記録として保存される。複数の教員が関与することで、公平性や透明性を高めているものの、個人情報としてはより多くの関係者が関わることから、情報が限定されにくい環境が指摘される。

## 5 保存

学校保健事業の関係書類は、学校長の責任において保存される。保存場所については、学校により保健室、職員室など特定の場所に保存される。

## 6 保管

保管については、公簿の有無により取扱

が区別される。公簿については、最終学年の学校に5年間保存される。公簿外の保健調査については、学校卒業時に本人に返却される。

## 7 利活用

健診結果については、本人と保護者に通知している。通知に際しては、有所見者への差別が出てこないように十分な配慮が行われている。健診結果について、その意味を十分に説明することで、健診結果の正しい理解を得てから配布する試みがなされている。

保健指導に際しては、児童生徒に報告書を配布する際に、個別に封入することにより、プライバシーの保護を図るようにしている。

喘息やてんかんなど保健調査により学校側が入手した健康情報を学校側は児童生徒の安全健康配慮に活用されている。これらの疾患は学校行事における安全配慮をしていく上で必要な情報である。しかし、病名まで教員間では共有される。配慮を必要とする児童生徒のリストは必要書類として、校長、教頭、養護教諭のみで保管されている。

児童生徒に対する救急時の対応について、介助員に情報共有されている。教師に対しても、連絡を必要とする症状を共有化される。

## 8 発表

学校事業評価として、保健事業に関する事例発表会が校内や市町村で行われる。この発表については、校務扱いとして取り扱われる。

学会発表などについては、校務としてではなく、発表者個人の責任で行われ、学会出張については有休扱いで行われている。

## 9 開示／訂正

個人情報に正確に保存されている必要があり、誤記載については本人保護者からの申請により適切に対応されている。

## 10 運用について

健診計画を始めとする学校保健事業につ

いては、職員会議で説明が行われ、教職員一同の認識を徹底している。

#### 1.1 文書などの提出

診断書については、体育などの履修配慮を行う際に提出が求められるが、個々の欠席については求められていない。学校伝染病に罹患後、治癒が証明された段階で登校許可証の提出を求められる。

#### D. 考察

学校保健では、学校活動行事などで児童生徒の健康安全を配慮する上で必要とされる個人情報を取り扱われており、その対応には十分な配慮が求められる。

##### 1 保健事業の根拠

学校保健法や学校教育法など関連する法令に従い、調査などが行われているが、近年教育内容が多様化しており、総合学習などで健康に関する情報が取り扱われる機会が増加することが予想され、的確な運用体制を確立すると共に、児童生徒に対しても個人情報として健康情報の取扱いに対する配慮を教育する良い機会なるものと期待される。

##### 2 保健事業の第三者承認

保健事業は対象者に対して関与することが求められるために、その科学的根拠および第三者承認がなされる必要がある。保健事業には自由意思で参加することが保証されていても、対象者から見ると学校という場で行われることから、情報の不均衡として受け取られ対象者に不利にならないように第三者による承認が必要であると考えられる。

##### 3 情報の利活用

保健事業として収集された情報は日常の学校教育活動において適切に活用されることが望まれる。個人情報の中で、保健事業

として必要な範囲を超えた情報の共有は情報の管理上避けることが望まれる。学校教育において緊急時の対応のために、必要最小限の情報が共有されることは利活用の観点からも望ましいことと判断される。

#### 4 情報の連携

学校保健が生涯保健の立場で連携されるためには、それ以前としての母子保健事業、それ以後の産業保健地域保健との連携体制の点から保健情報を考える必要がある。母子保健情報の中で、成長の記録と予防接種歴は活用されるものであるが、母子健康手帳に記載されている母体側の情報については児童生徒以外の情報としてその取扱いには十分注意する必要がある。

また、学校保健での健康情報が職域保健に連携された際に、就業の際に不利に働くことが無いように十分な配慮が求められる。

#### E. 結論

学校保健は日常の学校教育活動を円滑に支援するために必要な事業である。現在の保健事業の内容を整理することで、保健事業のデータについて、同意、取得、保管、利活用、提供、開示／訂正、削除について検討を行った。

#### F. 研究発表

1. 論文発表
2. 学会発表

#### G. 知的所有権の取得など

1. 特許許可
2. 実用新案登録
3. その他

## 職域保健における個人情報保護についての検討

分担研究者 杉森裕樹 (聖マリアンナ医科大学予防医学・講師)  
研究協力者 森 晃爾 (産業医科大学産業医研修センター所長・教授)

### 研究要旨:

平成15年5月23日に「個人情報の保護に関する法律」が成立した。本研究では、職域を担当して「保健事業」における個人情報を取り扱う場面と配慮すべき点について整理し考察した。①根拠法にもとづく保健事業および、②予算措置にもとづく保健事業の両者について検討した。

### A. 研究目的

平成15年5月23日に「個人情報の保護に関する法律(以下 個人情報保護法)」が成立した。公的な「保健事業」に係る個人の健康情報の取り扱いについても、個人情報保護法に基づいて適正な体制づくりが求められている。

なかでも、職域保健では「事業者が安全配慮義務を有し、その中で労働者の健康情報を直接利用することが法的に求められていること」、また「産業医と労働者の間で直接の契約関係が存在しないこと」等が、他のライフステージにおける保健事業と異なっており、特別な配慮が必要となる場面も多い。

平成14年6月の「疫学研究に関する倫理指針」などが告示され、「研究分野」における個人情報保護に関するガイドラインが整備されてきたが、健診情報等を取り扱う「保健分野」の個人情報保護のあり方については、依然、明確ではなく、また、保護の具体的な運用についても明らかではない。

本分担研究では、職域を担当し、その「保健事業」において、個人情報を取り扱う場面と配慮すべき点について整理したので報告する。

### B. 研究方法

職域の「保健事業」において個人情報を取り扱う場面と配慮すべき点について、現場で利用しやすいようにこころがけマニュアル案を示した。今回は

- ① 根拠法でもとづく保健事業
  - ② 予算措置でもとづく保健事業
- の分類でわけて検討した。

### C. 研究結果

職域保健におけるガイドラインの参考として、法定項目(表1)、予算措置項目(表2)を整理した。さらに、職域の個人情報保護に関わる代表的な裁判所判例を、健康情報の取得、開示、第三者提供ごとに整理した。(表3)

### D. 考察

保健事業はその根拠法により目的、対象者、実施主体、事業内容などが異なっており、連携により個人情報を取り扱う場面が多岐にわたっている。新法案が成立し施行された場合、現場では相当な混乱が生じることが懸念され、「保健事業」分野に関する運用ガイドライン(マニュアル)を早期に策定することが必要である。

### E. 結論

昨年、個人情報保護法が成立したが、本研究では、職域を担当して「保健事業」における個人情報を取り扱う場面と配慮すべき点について整理し考察した。「保健事業」分野に関する運用ガイドラインの策定が望まれる。

### F. 健康危険情報

特になし

### G. 研究発表

#### 1. 論文発表

1. 鷲尾昌一, 尾島俊之, 玉腰暁子, 杉森裕樹, 坂内文男, 森 満. 疫学研究における倫理問題についての医学生の意識: 倫理に関する講義前後の比較. 日本循環器病予防学会誌. 2003;38(3):163-171.

#### 2. 学会発表

なし

### H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

### 参考文献

1. 厚生労働省・文部科学省「疫学研究に関する倫理指針」平成14年7月1日。
2. 健康診断ストラテジー, 産業医学推進研究会編, バイオコミュニケーションズ, 1998年
3. 産業医のための「職場とエイズ」改訂版, 産業医学振興財団, 1999年
4. 労働省「労働者の健康情報に係るプライバシー保護に関する検討会中間取りまとめ」平成12年7月
5. サンユー会研修実務委員会. 法令と産業医活動に関する研究会. 産業医におけるプライバシーの

保護. 2004 年.

6. 杉森裕樹 (分担執筆) 他. 日本産業衛生学会・  
中小企業安全衛生研究会編. 「中小企業の安全衛  
生を創る」第 1 部 新たな動き, 第 1 章 新たな  
システム, 4. 個人健康情報保護. 労働調査会 (東  
京) 2002.